

徳島県選挙管理委員会告示第九十九号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和六年一月七日から施行する。

令和六年十一月八日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一の表28の項中「~~徳島市八幡町小倉76~~」を「~~徳島市八幡町三反地43~~」に改める。